

IOSCO による市中協議報告書「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」の公表について

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、2012 年 2 月 21 日、「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」）を公表した。本報告書は、市場仲介者によるリテール顧客及び非リテール顧客への複雑な金融商品の販売に関連して、適合性評価や情報開示の義務を含む、顧客保護に関する原則案を提示するものである。

本報告書は、最近の市場の混乱において生じた、又はそれらに関連した複雑な金融商品の販売に係る顧客適合性の評価に関する懸念を端緒としている。また、本報告書は、ビジネス行動規範の見直しを求める G20 の要請にも応えるものとなっている。

適合性要件に関する原則案

提示された原則案は、以下の通り。

顧客の分類

原則 1：市場仲介者は、複雑な金融商品を販売する際に、リテール顧客と非リテール顧客を区別するための方針・手続きを採用し、適用することが求められるべきである。顧客の分類は、様々な商品・サービスの複雑性やリスクを考慮した、当該顧客に関する合理的な評価に基づくべきである。規制当局は、市場仲介者に対し、顧客の分類に関するガイダンスを与えることを検討すべきである。

顧客分類によらない一般的義務

原則 2：リテール・非リテールの顧客分類にかかわらず、市場仲介者は、誠実に、公平に、専門性を持って行動し、また、複雑な金融商品の販売時に生じる利益相反を管理するための合理的な措置を講じるよう求められるべきである。これには、適切な場合における情報開示も含まれる。

情報開示要件

原則3：投資家は、複雑な金融商品の特徴、コスト及び具体的リスクを評価するための重要な情報を受領又は利用できるべきである。市場仲介者から投資家に伝達される、複雑な金融商品に係るいかなる情報も、公平に、包括的に、バランスの取れた形で伝達されるべきである。

非助言サービスに係る顧客保護

原則4：市場仲介者が勧誘によらず（運用、助言、又は推奨を行わずに）顧客に複雑な金融商品を販売する場合であっても、規制の体系は、それに伴うリスクから顧客を保護するための十分な措置を講ずるべきである。

助言サービスに係る適合性の観点からの顧客保護

原則5：市場仲介者は、助言やその他投資一任行為を含め、特定の複雑な金融商品を顧客に推奨する際には、推奨、助言、又は顧客に代わって行う投資判断が、金融商品の組成及びリスク・リターンの関係が顧客の経験、知識、投資目的、リスク選考、損失許容度と整合的であるという、適切な評価に基づくものであることを確保するための合理的な措置を講じることが求められるべきである。

原則6：市場仲介者は、顧客に対して複雑な金融商品の販売に関連して推奨、助言、又は投資一任の実行を行うに当たっての適切な基礎を持つために、十分な情報を保有すべきである。

法令等遵守機能並びに適合性に係る内部方針及び手続き

原則7：市場仲介者は、法令等遵守機能を確立し、顧客のために新規の複雑な金融商品を組成し、又は選定する際も含めて、適合性義務に関する法令等遵守を支援するための適切な内部方針及び手続きを整備すべきである。

インセンティブ

原則8：市場仲介者は、従業員が適切でない複雑な金融商品を推奨するインセンティブを除くための適切な方針を整備し、適用すべきである。

法令等の執行

原則9：規制当局及び自主規制機関は、複雑な金融商品の販売に当たっての適合性その他の顧客保護要件に関するしっかりした法令等遵守を確保するため、市場仲介者を定期的、

継続的に監督、検査すべきである。適切な場合には、権限を持った当局による法令等執行のための措置がとられるべきである。規制当局は、投資家を保護し、市場の健全性を高める、法令等執行のための措置について公表することの意義を検討すべきである。

本報告書の作成に当たり、IOSCO は、複雑な金融商品の販売に係るビジネス行動規範及び顧客への情報開示に関する現行規制の枠組みについて IOSCO メンバー当局に質問調査を行った。また、複雑な金融商品に係る適合性要件に関する業界慣行についても、業界団体に対して質問調査を行った。

これらの質問調査結果の概要は、金融危機からの教訓及びこれらに関連する IOSOC メンバー当局による対応も含めて、本報告書の付属資料として巻末に添付されている。

本市中協議に対するコメントは、本年5月21日（月）をもって締め切られる。

（以上）